電子化の進め方（従業員編）　～従業員準備編～

1　年末調整の電子化の概要

年末調整手続の電子化とは、年末調整に必要な控除証明書等をデータで取得し、そのデータを利用して年末調整の控除申告書等を作成し、これらのデータを給与担当者に提出することをいいます。

2　準備（データ取得の概要）

控除証明書等をデータで取得するには、複数の控除証明書等を一括取得できる「マイナポータル連携」と、控除証明書等の発行主体（保険会社等）のサイト等から控除証明書を個別に取得する「個別取得」の２つの方法があります。

左のＱＲコードで、ご自身が契約している発行主体が「マイナポータル連携」が対応可能か否かを、右のＱＲコードで、ご自身が契約している発行主体が「個別取得」が可能か否かを確認してください。

マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm

保険料に係る電子控除証明書の発行主体一覧
https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_06.htm

なお、団体（扱）保険は会社を通じて契約を行っているため、保険会社で控除証明書データの発行が行われるか否か、勤務先の団体（扱）保険のご担当者の方に確認してください。

3　マイナポータル連携で事前に準備するもの

1　マイナンバーカード（※マイナポータル連係はスマートフォンのマイナンバーカードも利用できます。）

マイナンバーカードの取得方法は、右のＱＲコードからご確認ください。

※　生計を一にする親族が契約者となっている保険料控除証明書等についてマイナポータル連携で取得するためには、その親族のマイナンバーカードも必要となります。

マイナンバーカード総合サイト
https://www.kojinbango-card.go.jp

2　マイナンバーカード読取機器

マイナンバーカード読取機器（マイナンバーカード読取対応スマートフォン又はＩＣカードリーダライタ）が必要となります。スマートフォンの対応機種は、右のＱＲコードからご確認ください。

マイナンバーカード読取対応スマートフォン一覧
https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf

3　加入している生命保険の証券番号など

控除を受けようとする生命保険の証券番号や、住宅ローンの契約番号などを用意します。

※「ＱＲコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

次ページ：マイナポータル連携の事前設定

4 マイナポータル連携の事前設定

（マイナポータル連携を初めて実施する年※にのみ設定が必要）
（※）翌年以降、新たな控除証明書をマイナポータル連携で取得する場合には、次の２（又は３）から作業を行う必要があります。

1.マイナポータルの開設

マイナポータルの「やること」＞「マイナポータルの登録・ログイン」を押し、メニューに従って、利用者登録を行います。

※　生計を一にする親族が契約者となっている保険料控除証明書等をマイナポータル連携で取得するためには、当該親族もマイナンバーカード取得し、マイナポータル上で代理権限を設定してください。

マイナポータル
https://myna.go.jp/

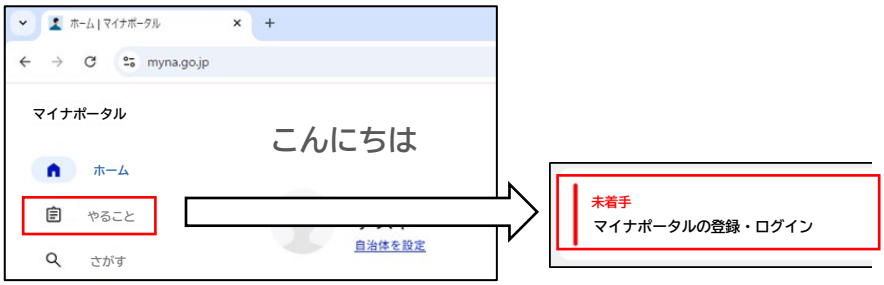

2.民間送達サービスの開設

マイナポータルの「メニュー」＞「外部サイトとの連携」から民間送達サービスのいずれかを選択し、開設します。

※　民間送達サービスは、前ページの「マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧」において、契約されている保険会社等により利用できるサービスが決まっているため、前ページのＱＲコード先の資料をご確認ください。

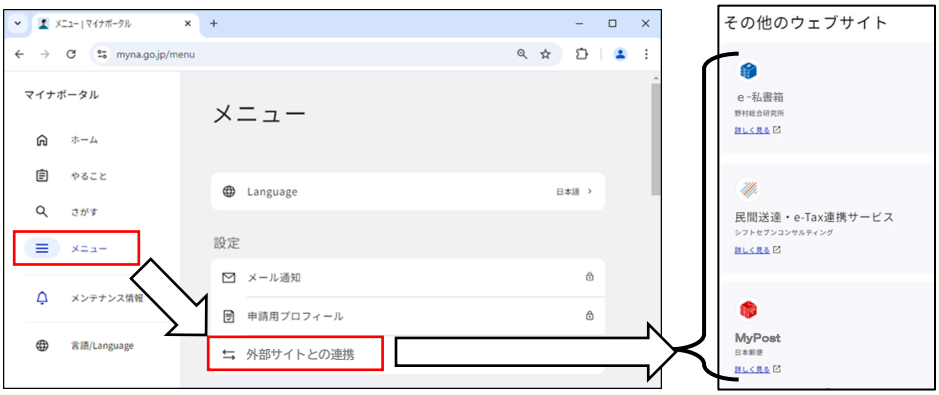

3.保険会社等と民間送達サービスの連携設定（ｅ－私書箱の場合）

（１）保険会社等の「マイナ手続きポータル」等に接続

保険会社等の「お客様ページ」又は「控除証明書の（再）発行申込ページ」等からアクセスし、「利用申込」を行います。

（２）マイナンバーカード読み取り

メールアドレス等の登録後、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード（４桁）を入力します。

※　この手続きはマイナンバーカードの電子証明書を登録するもので、保険会社等にマイナンバーの提供するものではありません。

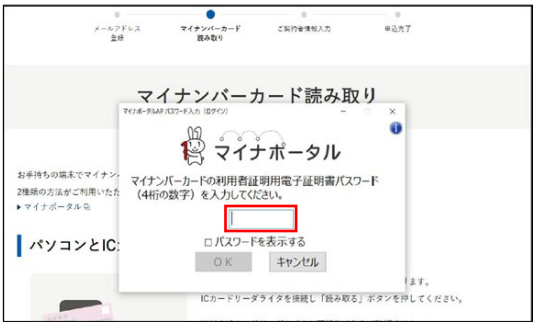

次ページ：個別取得

（3）証券番号等の登録

画面の案内に従い、証券番号等などの契約者情報を入力します。

（4）ｅ－私書箱連携

イ．利用者登録完了メールに記載されたＵＲＬにアクセスし、「ログイン」をクリックします。
ロ．マイナンバーカードを読み取ります。
ハ．ｅ－私書箱へのログインします。
・「ｅ－私書箱連携を行いますか？」のポップアップウィンドウで「はい」をクリックします。
・電子ポスト画面で「ｅ－私書箱につなぐ」をクリックします。
・ｅ－私書箱ログイン画面で「すでにアカウントをお持ちの方はこちら」をクリックし、ログイン方法します。
選択画面からログインします。
ニ．「企業連携同意」にチェックを入れて「連携」をクリックし、次に表示される画面で連携済サービスとなっていることを確認します。

以上で「マイナポータル連携の事前設定」が完了です。
なお、控除証明書等データが民間送達サービスに届き、マイナポータル経由で取得できるようになるには、これらの手順を実施してから数日要する場合があります。（保険会社等により異なります。）

5 個別取得 （毎年作業が必要）

保険会社のウェブサイトから取得

1.保険会社のウェブサイトにアクセス

保険会社のサイトで「お客様ページ」の開設が必要になることが多いです。

2.保険料控除証明書の電子発行を選択

保険会社のウェブサイトの案内に従って、保険料控除証明書をダウンロードしてください。
なお、保険会社によっては「保険料控除証明書の再発行」を選択する場合があります。

上記手順を実施後、年末調整控除申告書を作成できるシステムにインポートしていただければ、保険料控除証明書の内容を手入力する必要がありません。

6 控除申告書の作成（年調ソフト）

年末調整手続の電子化において、従業員の方が控除申告書をＰＣ等でデータ作成する必要があります。
本資料では、国税庁が無償で公開している年調ソフト（年末調整控除申告書作成用ソフトウェア）を利用した控除申告書の作成方法について、次のページから説明させていただきます。

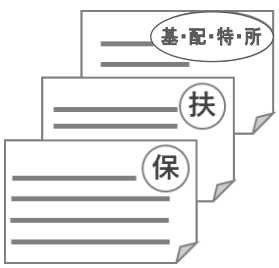

書面作成

データ作成

次ページ：年調ソフト編

～年調ソフト編～

1 入手方法

Google Play Store　App Store

（1）各ストア※で「**年末調整　国税庁**」と検索するか、スマートフォン又はタブレットの場合は、次のＱＲコードから入手してください。
※　各ストアとは、App Store／Google Play Store／Microsoft Storeを指します。

（2）各ストアからの入手ができないパソコンをご利用の方は、右のＱＲコードから入手してください。なお、操作マニュアルなども同ページに掲載しております。

・Microsoft、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標、商標または商品名称です。
・Apple、iPhone、Mac OS は、米国および他の国々で登録された Apple Inc.の商標です。iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。TM and © 2018 Apple Inc. All rights reserved.
・Androidは、Google LLC の登録商標です。
・その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の商標または登録商標です。

上記の公式アプリストアからダウンロードできない場合は、パソコン版に限り、国税庁ホームページからダウンロードすることができます（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm#soft_dl）。

国税庁ホームページ（年調電子化に向けた取組み）
https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm

2 年調ソフト入力の流れ

年調ソフトの入力画面（概要）の流れについて、簡単にご説明します。
なお、年調ソフトの画面イメージについては、本番リリース時に変更の可能性があることをご了承ください。

① 基本情報入力 ＜年調ソフトの画面は開発中のものです＞

次の手順で基本情報の入力を行います。

スタート

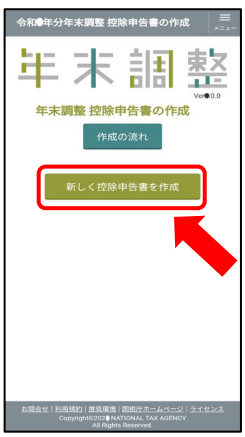

作成開始

住所・氏名等の情報登録

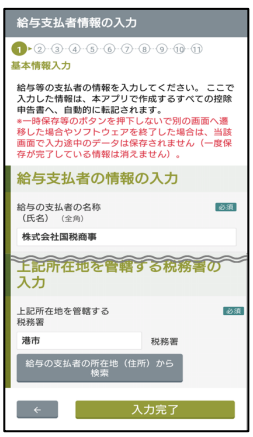

勤務先情報の入力

② マイナポータル連携（事前準備されている対象者のみ）

２ページの事前準備を行っている場合には、次の手順でマイナポータル連携を行ってください。

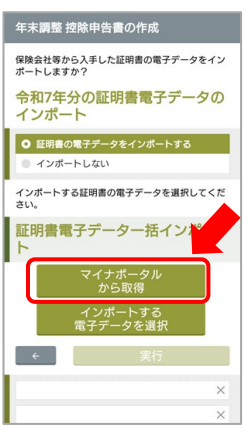

マイナポータル連携

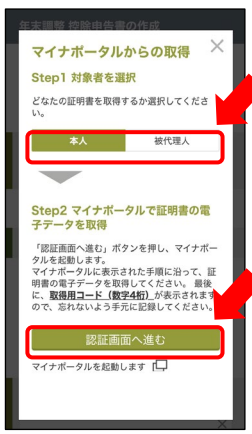

対象者を選択

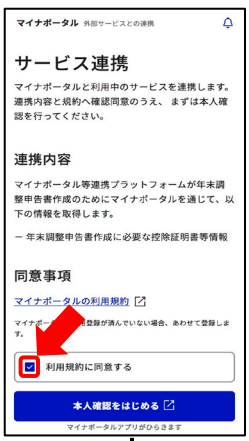

本人認証

※iPhoneの画面を参照しています

次ページ：② マイナポータル連携など

② マイナポータル連携（続き）

前のページに続けて、次の手順を行ってください。

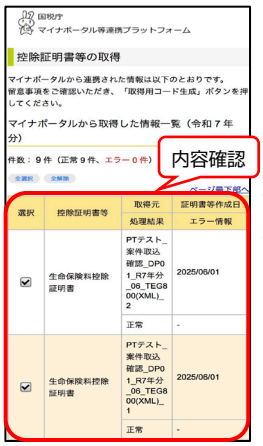

控除証明書選択

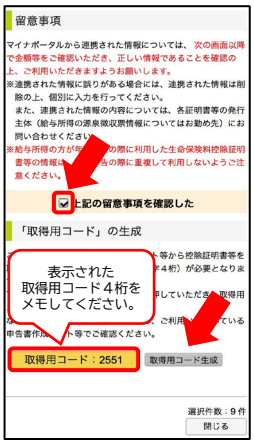

取得用コード表示

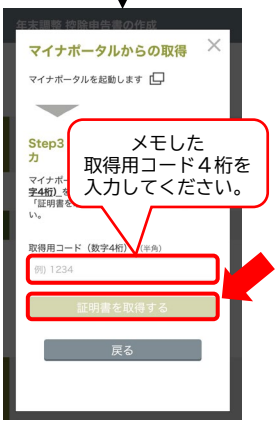

取得用コード入力
（控除証明書一括取得）

③ 作成する申告書の選択

作成する申告書がわからない場合は、次の手順で受けられる控除を確認してください。

作成開始

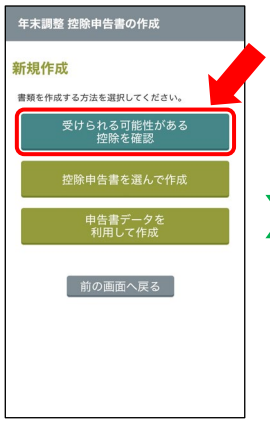

控除を確認

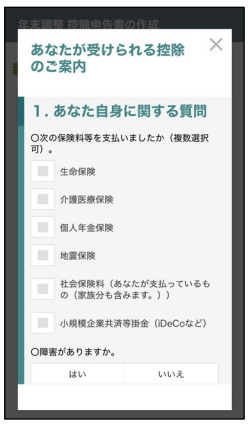

質問に回答

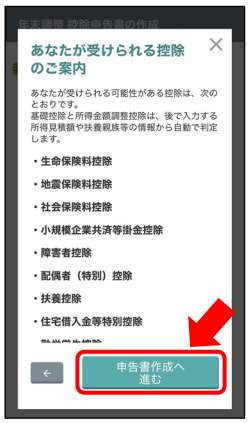

受けられる控除を案内

④ 控除申告書の作成

各控除申告書の入力画面は、次のとおりです。ご自身の必要に応じて、選択して利用してください。

扶養控除等（異動）申告書
（当年分及び翌年分）

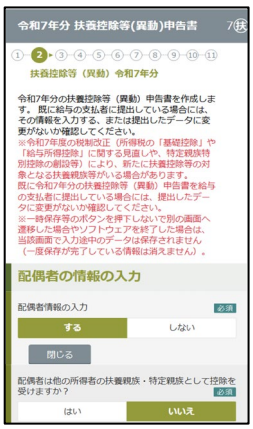

配偶者控除申告書

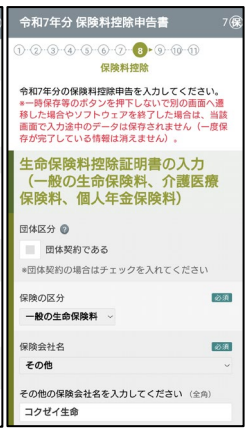

保険料控除申告書

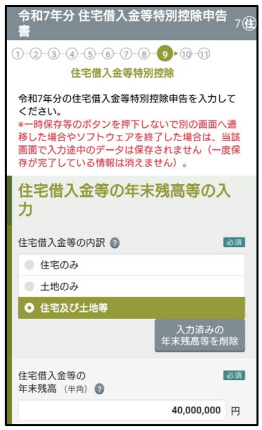

住宅借入金等特別控除申告書

次ページ：⑤　控除申告書の確認など

※ 所得金額調整控除申告書、基礎控除申告書及び特定親族特別控除申告書は、基本項目等から作成するため、通常は新規入力不要（確認のみ）です。

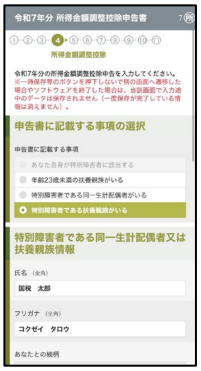
所得金額調整控除申告書

基礎控除申告書

特定親族特別控除申告書

Q：作成を中断することはできますか？

A：各申告書入力画面の「一時保存」のボタンを押すことで、一時保存・中断ができます。

Q：毎年同じ内容を手入力しないといけないのですか？

A：前年分の年調ソフトからアップデートするか、前年分の提出用データを保存しておいてインポートすることで、基本情報等が自動入力されます。

⑤ 控除申告書の確認・提出用データの作成

入力内容を確認
（必要に応じて修正してください。）

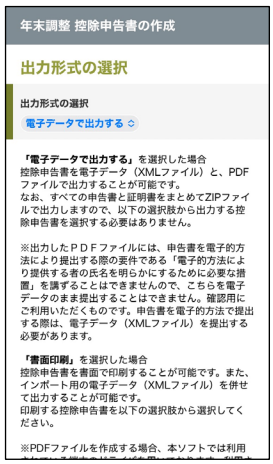
出力形式の選択※
（勤務先の指示に従ってください。）

マイナンバー入力
（入力省略ができるか否かは、勤務先に確認してください。）

※ 控除証明書等（書面）の内容を手入力し出力形式（書面出力）を選択した場合、「提出用台紙」が出力されるので、その台紙に控除証明書を貼付して勤務先に提出してください。

3 ご不明な点があったときは

- **国税庁ホームページで調べる**
  パンフレット（よくある質問等）
  https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_pamph.htm

  年調ソフトの操作方法等
  https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm#doc

- **電話で相談する**
  年末調整手続の電子化及び年調ソフトヘルプデスク

電話番号	**0570-02-4563**（ナビダイヤル）	
受付時間	9時00分～17時00分	9月1日～9月30日（月曜日から金曜日（祝日等を除きます）） 10月1日～12月28日（毎日） 1月4日～1月30日（月曜日から金曜日（祝日等を除きます））